

---

プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **適用時期及び経過措置**

---

## I. 本資料の目的

1. 現在審議を行っているバーチャル PPA の会計処理に関する実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）では、本プロジェクトが対象とする契約に関して、次の会計処理を行う方向性で審議を行っている。

需要家は、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で次の会計処理を行う。

- (1) 非化石価値について費用処理を行う。
- (2) 対価の支払義務を計上する。

結論の背景において、遅くとも国からの発電量の認定により非化石価値が取引可能となり数量等が確定する時点で、金額を合理的に見積ることができる旨を記載する。

2. 本資料は、本実務対応報告の適用時期及び経過措置を検討することを目的としている。

## II. 適用時期の検討

### 事務局の分析

3. 本実務対応報告は、本プロジェクトが対象とする契約について会計処理を明確化するものであるが、審議の過程では、現行の実務において本資料第 1 項の提案よりも遅い時点で会計処理が行われている場合もあるとの意見がある。このため、本実務対応報告の適用開始日より前に締結されている契約については、本実務対応報告の適用により会計処理の変更が生じる場合があることから一定の準備期間が必要であると考えられる。
4. 最終化された本実務対応報告の公表時期は正確には見通せないものの、今後公開草案を公表するとともにコメントを募集し、提出されたコメントへの対応を審議したうえで最終化された本実務対応報告を公表することを踏まえると、一定の準備期間を確保する観点から、最終化した本実務対応報告を公表した日から 1 年程度経過した 4 月 1 日以後開

始する連結会計年度及び事業年度の期首（現時点では、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首を想定）から適用することが考えられる。

5. 一方、テーマ提案者からの提案では、早期に会計処理を明確化することが求められており、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられるため、早期適用を認めることが考えられる。早期適用を認める場合には、最終化した本実務対応報告を公表した日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが考えられる。

### **事務局の提案**

6. 以上の分析を踏まえて、本実務対応報告の適用時期について、次のことが考えられるかどうか。
  - (1) 最終化した本実務対応報告を公表した日から1年程度経過した4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（現時点では、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首を想定）から適用する。
  - (2) 最終化した本実務対応報告を公表した日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用を認める。

#### **ディスカッション・ポイント1**

本資料第3項から前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

## **III. 経過措置の検討**

### **事務局の分析**

7. 本実務対応報告の適用により会計処理の変更が生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当すると考えられる。ここで、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項(1)において、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが求められている。
8. この点、現行の実務において本資料第1項の提案よりも遅い時点で会計処理が行われている場合には、本実務対応報告を遡及適用するにあたり、どの時点で金額を合理的に見

積ることが可能となるかを判断することになるが、当該判断にあたり対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であった情報か、又はその後に判明した情報であるかどうかを判断することが困難な場合があると考えられる。

9. ただし、前項の場合も適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しているものについては、当該期首時点において金額を合理的に見積ることが可能かどうかの判断を行うことができると考えられる。
10. このため、本実務対応報告の適用にあたっては、遡及適用の原則的な取扱いを求めず、経過措置として、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用するとすることが考えられる。

### **事務局の提案**

11. 以上の分析を踏まえて、本実務対応報告の経過措置について、次のとおり定めることが考えられるかどうか。
  - (1) 本実務対応報告を適用することにより会計処理の変更が生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。
  - (2) この場合、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を見積り、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

### **ディスカッション・ポイント2**

本資料第7項から前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以上